

# 都市環境

## 第1章 少負荷型都市づくりの推進

横浜市環境目標	環境への負荷が低減された都市の形成や都市交通体系、港湾環境の整備が進められている。
平成16年度実施状況	推進

### 1 計画的な都市づくりの推進（都市計画マスタープランの策定）

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、横浜市の定める都市計画は、これに即するものとされています。横浜市では、全市・区・地区の3つの段階で、プランの策定を行っています。

プランのねらいは、市民・事業者・行政が、都市の課題についてともに考え、目指すべき都市将来像を共有化するとともに、その実現に向けて各々が役割を果たしていくことです。そのため、住民意見の反映や周知等に努めながら、プランの策定を進めています。

#### (1) 全市プラン

平成12年1月に決定した全市プランは、都市づくりの目標の一つとして、「快適で安全な環境の保全と創造」を掲げ、部門別方針に「8 環境管理の方針～人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり～」を示しています。

その具体的方針として、

- 産業型公害や都市・生活型公害などの改善と環境汚染の防止
- 都市の緑化や水質の向上、水辺の整備、生物の生息空間の保全や創造
- 公共交通網の整備やエネルギーの合理的・効率的利用、リサイクル型の社会経済システムの確立
- 地球規模の環境の保全に資する持続的発展が可能なまちづくり
- 開発事業等の計画立案にあたっての環境への配慮

を掲げています。

#### (2) 区プラン

区プランは、このような全市プランの内容を前提に策定していますが、各区の実情に応じた都市づくりの方針を示しています。16年度は、南区、旭区、栄区及び泉区の4区でプランが決定されました。平成17年7月現在で17区で策定されています。

表3-1-1 区プラン策定区

港北区	(平成12年1月)	保土ヶ谷区	(平成14年8月)	旭区	(平成16年8月)
金沢区	(平成12年12月)	緑区	(平成14年12月)	栄区	(平成16年12月)
戸塚区	(平成13年4月)	西区	(平成15年2月)	泉区	(平成17年2月)
青葉区	(平成14年1月)	磯子区	(平成15年8月)	中区	(平成17年7月)
鶴見区	(平成14年5月)	神奈川区	(平成15年12月)	港南区	(平成17年7月)
都筑区	(平成14年5月)	南区	(平成16年4月)		

平成16年12月に策定した「栄区プラン」では、「自然に囲まれた生活ができるまちづくりの目標」の「具体的な取組」として、身近な自然環境の保全とともに、地球規模の環境保全の取り組みを進めるため、ごみの減量・リサイクルを進め、雨水利用、ソーラーシステムなど、様々なシステムの情報発信及び導入にあたっての助成を検討し、少負荷型・循環型社会を目指すことや、地球温暖化防止等への区民意識の向上を図るため、地域における環境教育・学習を実施することなどを掲げています。

## 2 快適な環境のための総合的な都市交通体系整備

利用しやすい交通体系の実現に向けて

誰もが利用しやすい交通体系の実現をめざし、鉄道や道路などの交通施設を街づくりや環境に調和させながら整備します。また、交通の目的に応じて鉄道やバス、自動車等の交通機関が効率的に利用されるよう、総合的な交通の管理運営を進めます。

### (1) 公共交通網の整備

平成16年度は、鉄道網の整備として、横浜環状鉄道中山～日吉間の整備を、まちづくりや環境に調和させながら進めるとともに、運輸政策審議会答申路線の事業化方策の検討を行いました。

### (2) 環境に配慮した道路網の整備

環境負荷の低減に向けた、体系的な道路網の整備としては、横浜環状道路などの高速道路の整備をはじめ、都市の骨格となる放射環状型の幹線道路ネットワークの形成を目指した整備を進めるほか、踏切による交通阻害の解消にむけた鉄道との立体交差事業を進めます。また、最寄り駅までおおむね15分で行けるように、地区幹線道路や駅前広場などの整備を進め、駅へのアクセスを中心としたバス交通の改善を図ります。

平成16年度は、幹線道路41路線、約53kmの区間で事業を実施し、このうち約6.1kmが完成しました。また、地区幹線道路は85か所、約27kmの区間で事業を実施し約3.6kmが完成しています。鉄道との立体交差事業としては、相模鉄道本線の星川駅・天王町駅連続立体交差事業や、相模鉄道本線と環状4号線の立体交差工事を実施しています。

### (3) 新しい交通政策の検討

少子高齢化社会の到来や地球温暖化防止に向けた要請など交通事業を取り巻く情勢が大きく変化する中において、将来の交通政策のありかたについて、市民生活の視点はもとより、少子高齢化における新たな社会ニーズへの対応や、環境負荷の軽減、市民との協働などの視点から、本市の交通政全般に渡った基本的な考え方について、平成17年度から18年度の2カ年に渡って検討し、新しい交通政策を検討します。

## 第2章 良好な都市景観の保全・創造

横浜市環境目標	美しい景観と歴史が息づく、文化の香り高い快適な街が形成されている。
平成16年度実施状況	推進

### 1 良好な都市景観の保全と創造



平成16年度新たに歴史的建造物に認定された『横浜松坂屋本館』

横浜には開港以来の近代建築や西洋館、土木産業遺構が残されています。また、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されています。その保全と活用を図っていくために昭和63年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行しました。所有者の協力を経て主に建造物の外観を保全しつつ活用を図ることを目的としており、要綱に基づいて「登録」「認定」を進めています。平成16年度は新たに2件を登録、4件を認定しました。

また、これまでの横浜の景観形成に対する取り組みを再評価し、市民、事業者、専門家、行政が価値観を共有し、協働して景観づくりに取り組めるよう、景観

形成制度の検討を開始しました。平成16年度は、横浜市都市美対策審議会へ「横浜らしい都市景観形成制度のあり方」について諮問を行い、審議会のほか、専門家等による横浜都市景観形成研究会を5回開催し、検討を進めました。

### 2 魅力的な景観のみなとづくり

横浜は、近代文明開化の地、時代の先進地としての独自の文化を持ち、個性的な街を築いてきています。特に横浜港には、開港以来の歴史と文化の遺産が豊富に存在し、その独特な景観は、市民はもとよりこの街を訪れるたくさんの方々にも愛されています。

そこで、市民にとって誇りと親しみがもてる魅力的な横浜港の景観を形成していくとともに、港で働く人々にとって安全で快適な職場環境になるように、また、横浜港を訪れる人々にとって、横浜港らしい独自性が感じられるようにしていくために、次のような取組を通して「港町ヨコハマ」の風景を守っています。

#### (1) 赤レンガ倉庫の保存・活用

みなとみらい21新港地区に立地する赤レンガ倉庫は、横浜港の発展とともに歩み、「ハマの赤レンガ」と呼ばれて多くの市民に親しまれてきた、わが国を代表するレンガ造りの歴史的建造物です。

横浜市では、この赤レンガ倉庫を貴重な歴史的資産として保存するための補強工事を行うとともに、「港のにぎわいと文化を創造する空間」を基本コンセプトに民間事業者の活力を導入しながら内部を改修し、活用しています。



横浜赤レンガ倉庫の広場での大道芸のイベント

## (2) 街づくり協定等の推進

良好な港湾景観を計画的に形成し、また、それぞれの有する機能を効果的に発揮しながら人々が快適に過ごせる街づくりを行うために、各地区の特性に応じた街づくりのルールを土地所有者等の中で自主的に定める「街づくり協定」などの活用を推進しています。

現在、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、横浜ベイサイドマリーナ地区、新山下第一地区において、このルールに基づく街づくりが進められています。

## (3) みなと色彩計画

横浜市では、事業主の協力を得ながら横浜港内にある倉庫などの色彩への工夫や演出を通じ、横浜らしい魅力ある景観への誘導をすすめる、「みなと色彩計画」を定めています。

この計画を活用して、横浜港の景観を、国際港都にふさわしく個性的・魅力的で活気とうるおいのあるものとしていきます。

## 3 良好な住環境づくり

地域の特性に応じた良好な住環境の形成をはかるため、まちのルールづくり相談センター<sup>1</sup>から、まちづくりコーディネーター<sup>2</sup>やまちづくりNPO<sup>3</sup>を派遣するなど、住民の発意によるまちづくり活動を支援し、建築協定の締結や地区計画の策定を進めています。

住宅市街地の防災性の向上をはかるため、防災上課題のある密集住宅市街地において住民と連携した防災まちづくりを促進します。また、木造住宅などの耐震診断や耐震改修、狭あい道路<sup>4</sup>の拡幅整備を引き続き進め、特に木造住宅が密集し地震時にゆれが大きく、危険度が高い地区については、重点的に取り組みます。

また、市住宅供給公社による既成市街地の再開発や改善事業を進めています。

### \*1 まちのルールづくり相談センター

住民発意による地区計画などのまちのルールづくりを全面的にバックアップするため、市の職員、まちづくりコーディネーター等による相談などを実施している。

### \*2 まちづくりコーディネーター

地域の住環境を維持・改善するために住民が自主的に行うまちづくり活動を支援するため、まちづくりの助言・指導を行う、市に登録された専門家。

### \*3 まちづくりNPO

市と協働して、市民のまちづくり活動を支援する団体。まちづくりコーディネーターとしての役割と併せて日常的な市民からの相談業務も行っている。

### \*4 狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものをいう。市では「狭あい道路の整備の促進に関する条例」にもとづき、整備促進路線に指定した狭あい道路について拡幅整備の助成金や奨励金の交付を行っている。

## 4 開発事業などにおける環境への配慮

### (1) 開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等（通称「事業調整制度」）

環境に著しい影響を与えるおそれのある開発事業等について、その構想又は計画の段階において、より環境に配慮したものとなるよう、情報提供・助言等の調整を行っています。

表3-1-2 平成16年度事業調整制度対象案件

分類	内容	件数〔継続案件を含む〕	
開発関係	開発行為を伴う事業、運動・レクリエーション施設等	48件	(22件)
工場・事業場関係	工場・事業場、自然科学研究所、大規模建築物	4件	(2件)
その他	道路、鉄道・軌道、飛行場、廃棄物処理施設、 終末処理場、公有水面埋め立て	7件	(6件)
合計		59件	(30件)

表中の( )内は、平成16年度内に終了した件数

#### 【調整案件事例】

光洲エコファクトリー横浜ベイ、株式会社永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト、(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業など

### (2) 環境アセスメント（環境影響評価）制度

環境アセスメント(環境影響評価)制度は、事業が環境に及ぼす影響について事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行い、さらにその結果を公表して市民の意見を求めるなどの手続を行うことにより、環境に配慮した事業とすることを目的としています。

現在横浜市域に環境影響を及ぼすおそれのある事業等については、その規模、事業の種類などに応じて、環境影響評価法などの法令、横浜市をはじめとする各自治体が定める環境影響評価条例などの例規の適用があります。平成16年度は、環境影響評価法の対象となった事業が1件、横浜市環境影響評価条例の対象となった事業が8件、近隣自治体の条例の対象となった事業が9件ありました。